

# 愛媛第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 3 月  
愛媛労働局

## <目次>

はじめに .....	4
1 計画のねらい .....	5
(1) 計画が目指す社会 .....	5
(2) 計画期間 .....	5
(3) 計画の目標 .....	5
ア アウトプット指標 .....	5
イ アウトカム指標 .....	7
(4) 計画の評価と見直し .....	8
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性 .....	8
(1) 愛媛第13次労働災害防止推進計画目標の達成状況 .....	8
ア 死亡災害の目標達成状況 .....	8
イ 死傷災害の目標達成状況 .....	8
ウ 重点業種の目標達成状況 .....	9
エ その他の目標達成状況 .....	10
(2) 死亡災害の発生状況と対策の方向性 .....	11
(3) 死傷災害の発生状況と対策の方向性 .....	12
ア 死傷災害の発生状況 .....	12
イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性 .....	16
(4) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性 .....	16
ア メンタルヘルス対策関連 .....	16
イ 過重労働防止対策関係 .....	17
ウ 産業保健活動関係 .....	17
(5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性 .....	18
(6) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性 .....	19
3 計画の重点事項 .....	20
4 重点事項ごとの具体的取組 .....	20
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 .....	20
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備 .....	20
イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知 .....	21

ウ 労働安全衛生における DX の推進 .....	21
(2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する 労働災害防止対策の推進 .....	22
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 .....	23
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 .....	23
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 .....	24
(6) 業種別の労働災害防止対策の推進 .....	24
ア 陸上貨物運送業対策 .....	24
イ 建設業対策 .....	25
ウ 製造業対策 .....	25
エ 林業対策 .....	26
(7) 労働者の健康確保対策の推進 .....	27
ア メンタルヘルス対策 .....	27
イ 過重労働対策 .....	27
ウ 産業保健活動の推進 .....	28
(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 .....	29
ア 化学物質による健康障害防止対策 .....	29
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策 .....	29
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策 .....	30
エ 電離放射線による健康障害防止対策 .....	31

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、昭和33年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む愛媛労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、県内の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、平成30年から令和4年までの愛媛第13次労働災害防止推進計画（以下「13次防」という。）期間中における愛媛県下の労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は、13次防の比較対象年となる平成29年の15人から令和元年は16人に増加したが、令和3年及び4年は10人（なお、令和3年は新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）を除くと8人）にまで減少したものの、13次防で目標としていた9人は達成できなかった。

また、休業4日以上の子傷者数（以下「死傷者数」という。）については、13次防では過去最少となった平成27年の1,405人の更新を目指し対策を推進したが、令和元年に一時的に減少したものの、その後は増加傾向で推移し、令和4年は令和5年1月末の速報値で2,671人（感染症を除いても1,461人）と、目標は達成できなかった。

労働災害増加の最大の要因は、感染症の市中感染の急拡大に伴うものであるが、加えて、少子高齢化の進展により労働者の高齢化が進行し、筋力や判断力の低下に伴う転倒災害や腰痛などの「行動災害」が増加している事も一因となっている。

そこで、死亡災害につながりかねない建設業の墜落・転落災害防止対策や、製造業のはさまれ・巻き込まれ災害防止対策などの従来からの対策に加え、高年齢労働者の安全確保に向けて、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、業種横断的に増加が懸念される転倒災害や腰痛などの行動災害防止対策の強化が必要となっている。

また、職場における労働者の健康保持増進に関しては、メンタルヘルス対策や過重労働防止対策、高年齢労働者の健康確保対策、治療と仕事の両立支援の取組など多様化しており、現場の課題に対応した産業保健体制を構築し、対策を展開する必要がある。

さらに、愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中には、労働安全衛生法の関係政省令改正に伴う事業者における化学物質の自律的管理の定着に向けた対応及び石綿使用建築物の解体・改修工事における事前調査の実施等の履行確保が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を着実に減少させ、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、令和5年度を初年度として、5年間にわたり愛媛労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「愛媛第14次労働災害防止推進計画」を、ここに策定する。

## 1 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、自発的に安全衛生対策に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得た上で、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）、AIなども活用を図るなど、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、更に「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになる事を積極的に周知啓発し、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図る必要がある。

さらに、とりわけ中小事業者なども含め、事業者の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

### (2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする。

### (3) 計画の目標

愛媛労働局、県内の事業者及び労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

#### ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。愛媛労働局は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

#### (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ ハード・ソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。

- ・ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。
  - ・ 腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。
- (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する道路貨物運送事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。
  - ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。
  - ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。
  - ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131号第1号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。
  - ・ 50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。

- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

### (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。
- ・ 腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。

### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷災害（感染症を除く）を令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 外国人労働者の死傷年千人率（感染症を除く）を令和9年までに全体平均以下とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 道路貨物運送業の死傷者数（感染症を除く）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
- ・ 建設業の死亡者数（感染症を除く）を令和9年までに1人以下とする。
- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
- ・ 林業において愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害（感染症を除く）ゼロを達成する。

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

アウトカム指標は設定しない。

### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を愛媛第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年か

ら令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

- ・ 熱中症による死亡者数を愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中に1人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害(感染症を除く)については、過去最少(令和3年8人)を更新する7人以下を達成する。
- ・ 死傷災害(感染症を除く)については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。

#### (4) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、愛媛地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直すこととする。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 愛媛第13次労働災害防止推進計画目標の達成状況

平成29年度から令和4年にかけて推進した13次防における目標とその達成状況は次のとおりである。

#### ア 死亡災害の目標達成状況

死亡災害については、令和4年までに過去最少(平成26年10人)を更新する9人以下に減少させる。

令和4年の死亡者数は10人(令和5年1月末速報値)となり、目標は達成できなかった。

#### イ 死傷災害の目標達成状況

死傷災害(休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。)については、過去最少(平成27年1,405人)を更新する1,300人台を目指し、平成29年と比較して、令和4年までに8%以上減少させる。(目標値1,372人)

令和4年の死傷者数は2,671人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年の1,492人と比較すると1,279人(79.0%)増加し、目標は達成できなかった。

また、感染症り患者を除いても、令和4年の死傷者数は1,461人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年と比較すると31人(-2.1%)減少したが、目標は達成できなかった。

#### ウ 重点業種の目標達成状況

- ・ 製造業については、死亡者数を令和4年までに過去最少(平成26年)の2人以下に減少させる。死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに10%以上減少させる。

令和4年の製造業の死亡災害は3人(令和5年1月末速報値)となり、目標は達成できなかった。

令和4年の製造業の死傷者数は417人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年の429人と比較すると12人(-2.8%)減少にとどまり、目標は達成できなかった。

また、感染症り患者を除くと、令和4年の死傷者数は381人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年と比較すると48人(-11.2%)減少している。しかしながら、令和4年の死傷者数の確定値を推測すると399人となり、平成29年と比較すると30人(-7.0%)減少するものの、目標達成には至らないと推測する。

- ・ 建設業については、死亡者数を令和4年までに過去最少(平成26年)の2人以下に減少させる。死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに10%以上減少させる。

令和4年の建設業の死亡災害は6人(令和5年1月末速報値)となり、目標は達成できなかった。

令和4年の建設業の死傷者数は279人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年の199人と比較すると80人(40.2%)増加し、目標は達成できなかった。

また、感染症り患者を除いても、令和4年の建設業の死傷者数は196人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年と比較すると3人(-1.5%)減少したものの、目標は達成できなかった。

- ・ 林業については、死亡者数を、令和4年までにゼロとする。

令和4年の林業の死亡災害は0人(令和5年1月末速報値)となり、目標は達成する見込みである。

- ・ 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少させる。

令和4年の道路貨物運送業の死傷者数は155人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年の172人と比較すると17人(-9.9%)減少している。しかしながら、令和4年の死傷者数の確定値を推測すると165人となり、平成29年と比較すると7人(-4.1%)減少するものの、目標達成にはわずかに及ばないと推測する。

なお、感染症り患者を除いても、令和4年の道路貨物運送業の死傷者数は154人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年と比較すると18人(-10.5%)減少す

る。しかしながら、令和4年の死傷者数の確定値を推測すると164人となり、平成29年と比較すると8人(-4.7%)減少するものの、目標達成にはわずかに及ばないと推測する。

令和4年の小売業の死傷者数は168人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年の136人と比較すると32人(23.5%)増加し、目標は達成できなかった。

また、感染症り患者を除いても、令和4年の小売業の死傷者数は152人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年と比較すると16人(11.8%)増加し、目標は達成できなかった。

令和4年の社会福祉施設の死傷者数は704人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年の95人と比較すると609人(641.1%)と大幅に増加し、目標は達成できなかった。

また、感染症り患者を除いても、令和4年の社会福祉施設の死傷者数は127人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年と比較すると32人(33.7%)増加し、目標は達成できなかった。

令和4年の飲食店の死傷者数は44人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年の39人と比較すると5人(12.8%)増加し、目標は達成できなかった。

また、感染症り患者を除いても、令和4年の飲食店の死傷者数は37人(令和5年1月末速報値)となり、平成29年と比較すると2人(-5.1%)減少する。しかしながら、令和4年の死傷者数の確定値を推測すると40人となり、平成29年と比較すると1人(2.6%)増加し、目標達成には至らないと推測する。

## エ. その他の目標達成状況

- ・ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(平成29年:49.9%)とする。

令和4年に愛媛労働局で実施した「労働衛生対策取組状況調査」(以下「令和4年実態調査」と言う。)アンケート調査では90.9%の労働者が相談先があると回答しており、目標を達成した。

- ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業者の割合を80%以上(平成29年:62.7%)とする。

令和4年実態調査では72.6%の事業者がメンタルヘルス対策に取り組んでいると回答しており、平成29年より9.9ポイント取組が進んだものの、目標達成には至らなかった。

- ・ ストレスチェックを実施している事業場の割合を70%以上(平成29年:44.4%)とする。

令和4年実態調査では49.5%の事業者がストレスチェックを実施していると回答しており、平成29年より5.1ポイント取組が進んだものの、目標達成には至らなかった。

- 取扱う全ての化学物質等について、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の確認及び安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を受け、その内容を確認して作業を行っている事業場の割合を80%以上（平成29年：69.3%）とする。

令和4年実態調査では95.1%の事業者が、取扱う全ての化学物質等について、GHSによる分類の確認及びSDSの交付を受け、その内容を確認して作業を行っていると回答しており、目標を達成した。

- 社会福祉施設を含む第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛による死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに10%以上減少させる。

平成29年の社会福祉施設を含む第三次産業の腰痛による死傷者数は32人、令和4年は31人（令和5年1月末速報値）となり、平成29年と比較すると1人（-3.1%）の減少にとどまり、目標は達成できなかった。

平成29年の道路貨物運送業の腰痛による死傷者数は8人、令和4年は9人（令和5年1月末速報値）となり、1人（+12.5%）増加し、目標は達成できなかった。

- 職場での熱中症による死亡者数を平成25年から平成29年までの5年間と比較して、平成30年から令和4年までの5年間で50%以上減少させる。

平成25年から平成29年までの熱中症による死亡者数は4人、平成30年から令和4年までの熱中症による死亡者数2人（令和5年1月末速報値）となり、2人（-50.0%減少）減少し、目標を達成する見込みである。

## （2）死亡災害の発生状況と対策の方向性

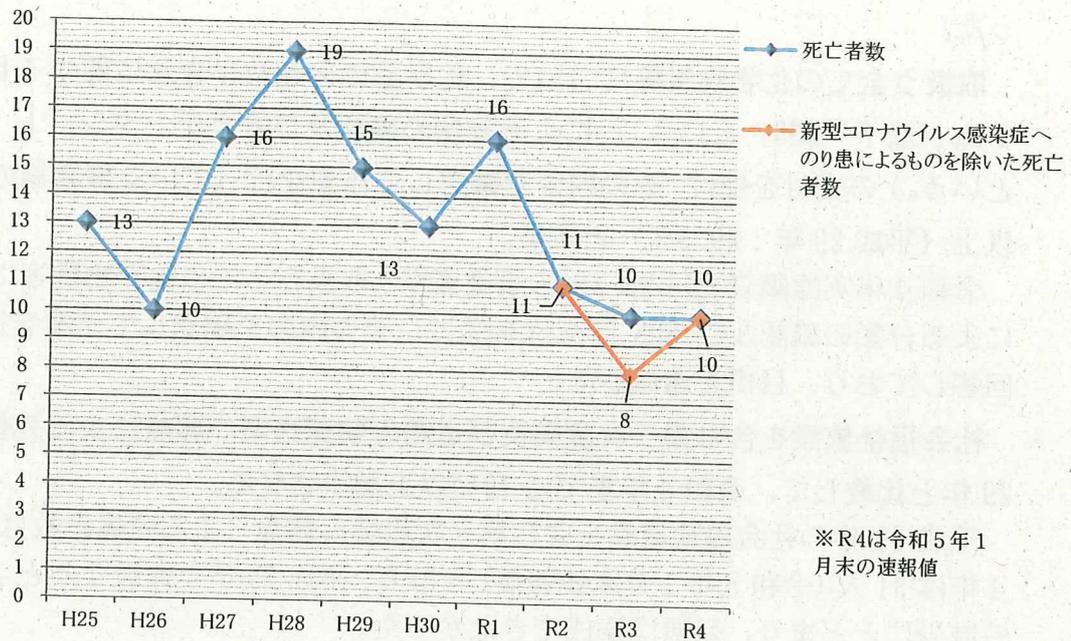
13次防期間中の県内の労働災害における死亡者数については、平成26年に過去最少の10人となった後、令和元年に16人と増加したものの、令和3年の死亡者数は過去最少と同数の10人（感染症を除くと8人）となり、令和4年も10人となる見込みである。

13次防期間中の5年間に発生した死亡災害を業種別にみると、建設業が31人と最も多く、次いで製造業が15人となっている。事故の型別見ると、建設業においては高所からの「墜落・転落」が10人と最も多く、製造業では高所からの「墜落・転落」が5人、次いで機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が3人となっている。

このように、建設業の「墜落・転落」や、製造業の「はさまれ・巻き込まれ」など、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

### 労働災害による死亡者数の推移

単位：人（％）



### 業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成30年～令和3年：感染症り患者を含む）

事故の型 業種	事故の型									計
	墜落・転落	交通事故	まれ 挟まれ・巻き込	飛来・落下	激突され	転倒	崩壊・倒壊	その他		
全業種	17	9	7	5	5	3	3	11		60
製造業	5	1	3	2			2	2		15
建設業	10	5	2	3	3	2	1	5		31
林業					1					1
商業	1					1		2		4
その他	1	3	2		1			2		9

単位：人

### (3) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

#### ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、13次防期間中の令和元年に減少したものの、その後は増加に転じている。令和2年以降は、感染症り患の影響を大きく受け著しく増加しているが、感染症り患者を除いても増加傾向にある。令和3年における内訳を見ると、事

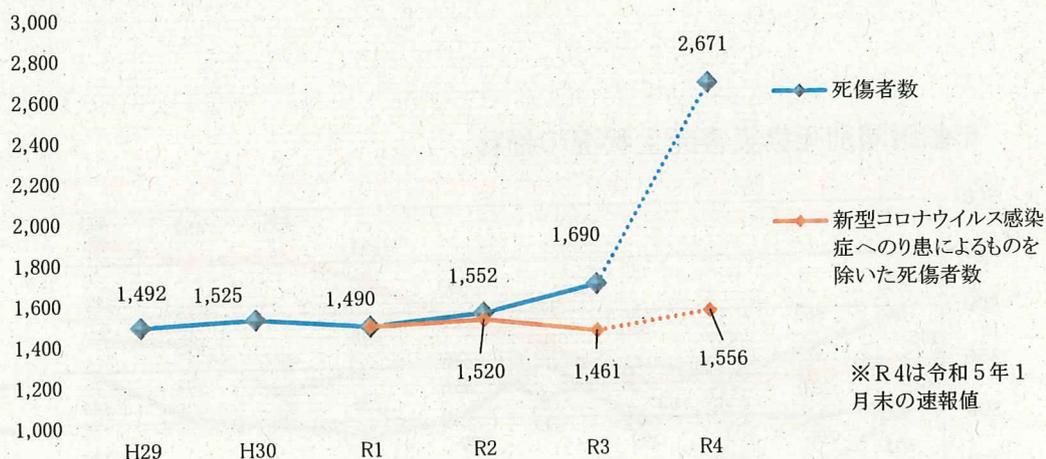
故の型別では、「転倒」(21.9%)、「動作の反動、無理な動作」(13.3%)が労働災害全体の3割以上(35.2%)を占めている。業種別には、第三次産業が約5割(47.3%)を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(26.5%)や「動作の反動・無理な動作」(17.3%)と労働者の作業行動に起因する労働災害が4割以上を占めている。

さらに、愛媛県内の外国人労働者数は、平成29年の7,812人から令和3年には9,569人と5年間で1,757人(+22.5%)増加していることに伴い、外国人労働者の死傷者数も増加しており、感染症を除く死傷年千人率は、平成29年の3.84から令和4年には推測値で6.58となり、2.74ポイントの大幅な増加となる見込みである。

このため、これらの労働災害の増加傾向を的確にとらえた労働災害防止対策の強化が必要である。

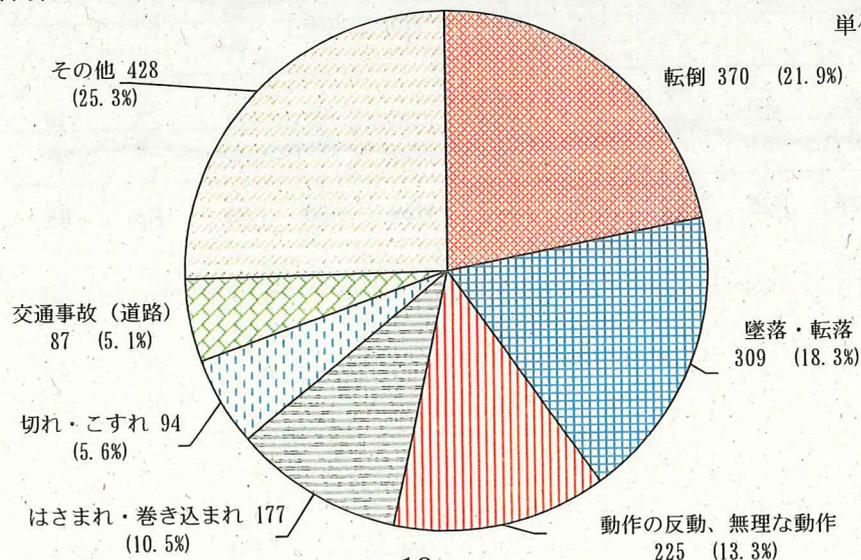
休業4日以上の死傷者数(労働者死傷病報告)

単位:人(%)



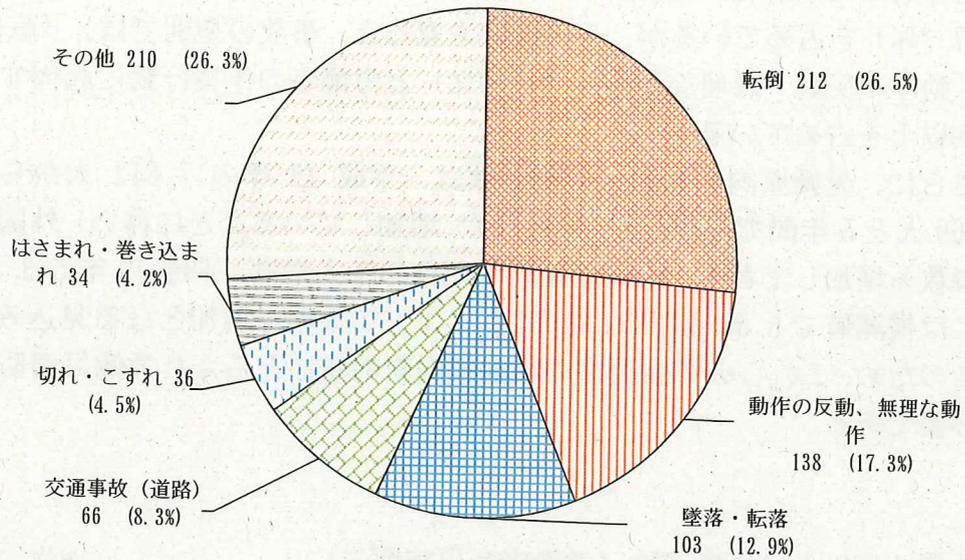
令和3年休業4日以上の死傷者数(事故の型別)(労働者死傷病報告)

単位:人(%)



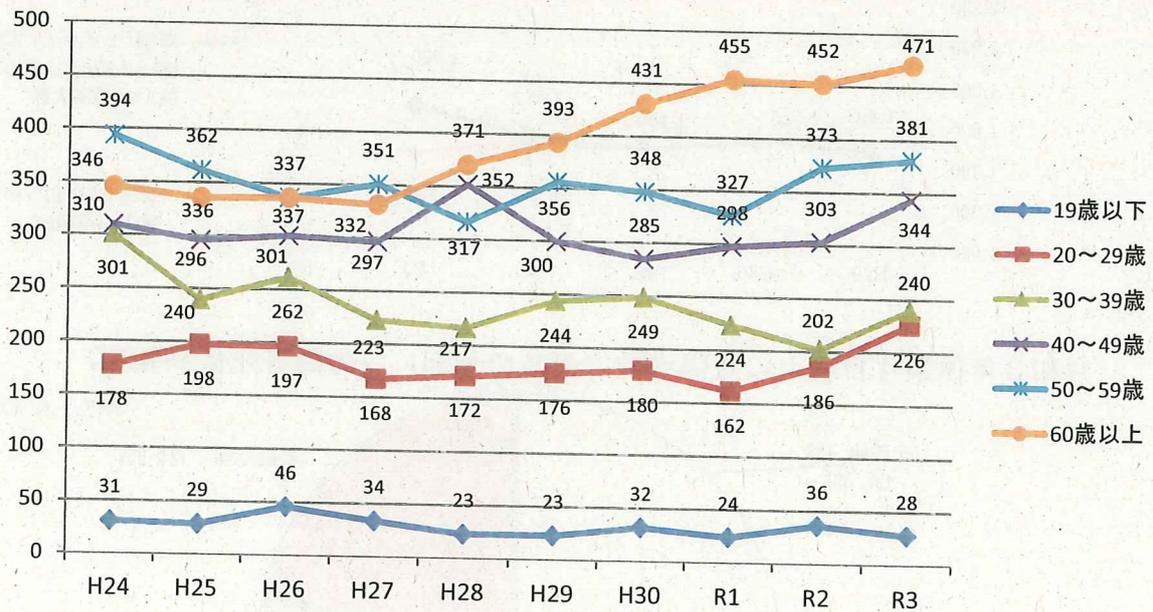
### 令和3年第三次産業における休業4日以上の死傷者数（事故の型別）

単位：人（%）



### 年齢階層別死傷災害発生状況の推移

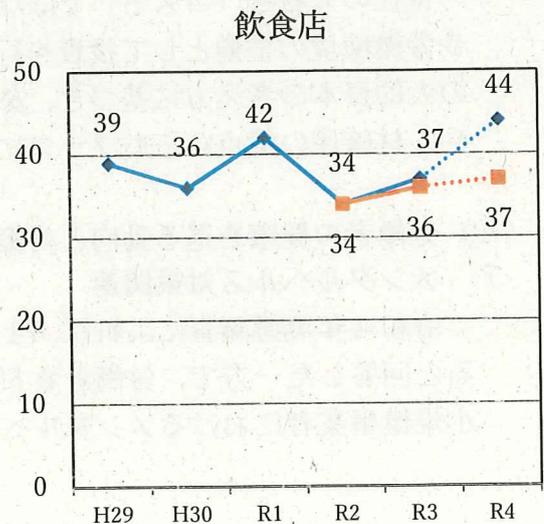
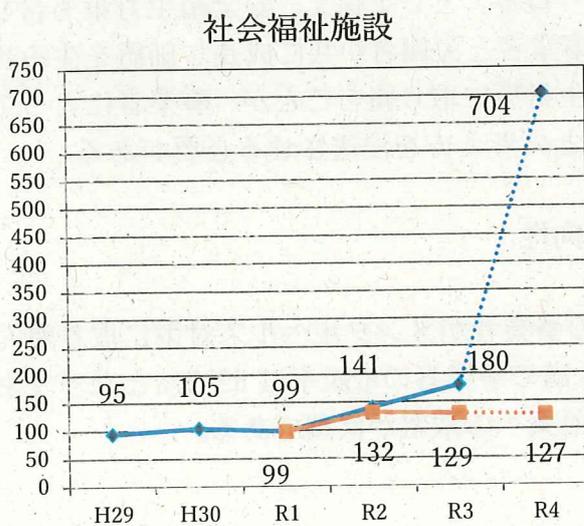
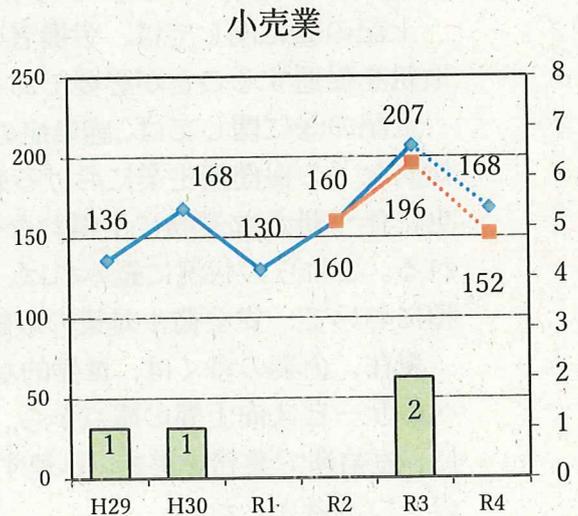
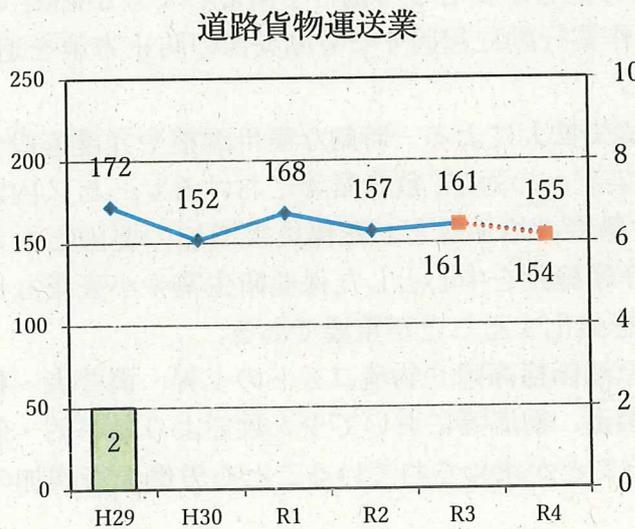
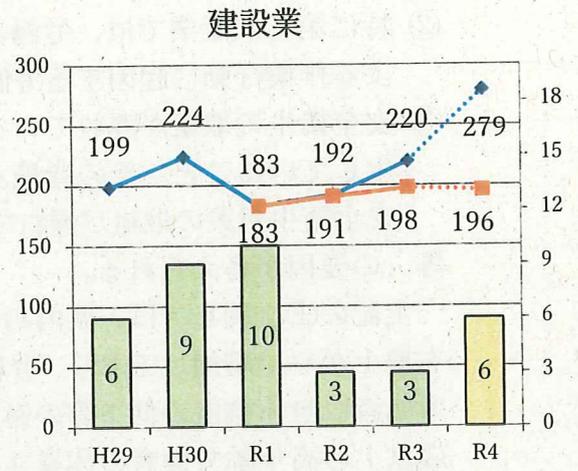
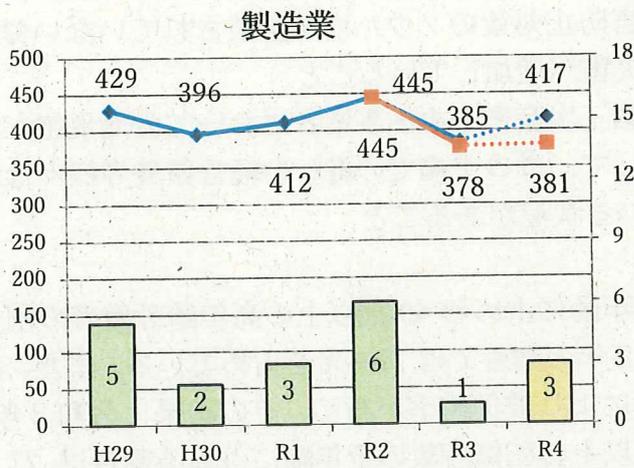
単位：人



主要な業種別労働災害発生状況 (折線グラフ/死傷者数 棒グラフ/死亡者数) 単位: 人

※令和4年の数値は令和5年1月末速報値

死亡者数 死傷者数 コロナ除く



## イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

- ① 少子高齢化により県内の 60 歳以上の高年齢労働者が増加していること
  - ② 特に第三次産業では、労働災害防止対策のノウハウが蓄積されていない労働者による作業行動に起因する労働災害が増加していること
  - ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、コロナ禍での厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること
- 等、の要因が考えられる。

上記の①に関しては、県内の全年齢に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がり増加しており、令和 2 年の調査では 27.1%を占めている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により被災確率が高く、その結果、令和 3 年の 60 歳以上の高年齢労働者の休業 4 日以上死傷者数の全年齢に占める割合は 27.9%と高くなっている。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止方策を追求し、取組を促進することが必要である。

上記の③に関しては、感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や介護施設や医療機関などの保健衛生業における感染症への対応、飲食業等におけるサービス内容の変更に伴う新たな業務に不慣れな労働者の増加などが死傷災害増加の要因とも考えられる。これらの状況に鑑みれば、介護施設を中心とした保健衛生業や小売業などの業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

現在、企業の多くは、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つと考えられる。

自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方にに基づき、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの考え方を浸透させる必要がある。

## (4) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

### ア メンタルヘルス対策関連

令和 4 年実態調査によれば、72.6%の事業者がメンタルヘルス対策に取り組んでいると回答した一方で、労働者数 50 人未満の事業者の取組率は 62.3%となっており、小規模事業者におけるメンタルヘルス対策への取組が低調である。

また、令和3年度の過労死等の労災補償状況について、仕事による強いストレスが原因で発症した精神障害の支給件数は4人（請求件数は20人）となっており、精神障害等による労災請求件数は増加傾向にある。

事業者がメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、令和4年実態調査によれば、①該当する労働者がいない（56.2%）、②専門スタッフがいない（42.7%）③取組方法が分からない（36.0%）、となっており、事業者に対するメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

## イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われるなど痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。そのため、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に盛り込まれた対策をより一層推進する必要があるが、推進に当たっては、令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意する必要がある。

具体的には、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少しているものの、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間\*を削減する必要がある。

\*休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、県内でも増加傾向にある（令和3年：63.7%（就労条件総合調査））が、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向にある（令和3年：9.5%（仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査））が、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

## ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応

など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業者においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業者における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が、県内でも増加を続ける一方で、治療と仕事を両立できる取組を行っている事業者の割合は 65.7%（令和 4 年実態調査）であり、事業者規模が小さい程、その取組の割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業者の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

#### (5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

県内では、化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約 10 件発生しており、減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も発生している。また、全国においては特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。しかしながら、事業者の化学物質対策の取組状況について、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示又は SDS を確認して作業を実施している割合は、63.4%（令和 4 年実態調査）、リスクアセスメントを実施している事業者の割合は、85.4%（令和 4 年実態調査）となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制について、今後本格的に施行されるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

また、令和 12 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、依然として毎年 30 人近くがじん肺新規有所見として管理区分の決定を受けている。また、熱中症により、毎年

約 10 人の労働者が死傷している。さらに、騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として年間約 20 人が認定を受けている。これら職業性疾病の予防対策についても引き続き取組の推進が必要である。

#### (6) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策の必要性について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であり、このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応が必要となる。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むよう、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・ 「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」など人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民間の商取引などでもこれら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成

などが考えられる。

このほか、中小事業者が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、国が安全衛生対策に掛かる費用を助成すること等は有効と考えられる。また、国等が新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、国や事業者は発注時において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等における安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

また、大学等の労働者の安全衛生管理の一環として、学生に対しても安全衛生教育を促進し、労働安全衛生に対するリテラシーを持たせることで、卒業生は、事業者における自発的な安全衛生対策の推進に貢献することが期待される。

加えて、国や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業者における安全衛生対策に関し助言等を行う際に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・ 他の事業者の好事例や当該事業者の状況に即した個別具体的な取組
- ・ エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・ DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組

- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等を説明することも有効であると考えられる。

### 3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

#### ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

##### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業者全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

##### (イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策の重要性を認識し、取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者に対しても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る（2（6）参照）。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」及び「健康経営認定制度」などを積極的に周知するとともに、これらの制度や当該制度を導入する事業者を広く周知する。その際、

対象事業者の取引先になり得る発注者や求職者などにも周知されるよう、その周知方法についても工夫する。

- ・ 内閣官房が取りまとめた「人的資本可視化指針」を周知し、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等の説明」等といった健康・安全に関連する事項の開示を進める事業者の拡大を図る。
- ・ 業務の発注者となり得る者に対して、取引先において安全衛生に取り組むことの必要性について周知する。
- ・ 中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起するため、安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失について、周知する。
- ・ 事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業者の好事例について、事業者の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・ 県下の大学等と連携し、学生への安全衛生教育の促進を図る。
- ・ 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・ 災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・ 労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等について周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会愛媛支部と連携し、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起する労働安全衛生コンサルタントの育成を図る。
- ・ 愛媛労働局の安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、中小事業者等を支援する関係機関の職員の指導力の向上を図る。

## イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請の普及や記載内容の充実等に取り組む。

### (イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局が取り組むこと

- ・ 電子申請の活用を推し進めるとともに、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進する。

## ウ 労働安全衛生における DX の推進

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・ 健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルス※に取り組む。
- ・ 労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

※ コラボヘルス：保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

(イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用を推進する。
- ・ 労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業者に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用助成制度を周知する。

(2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進  
ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号。以下「職場における腰痛予防対策指針」という。）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 事業者が安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失等、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）に係る厚生労働省の研究成果を周知する。
- ・ 「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた事業者等の関連施設との連携も踏まえ、転倒・腰痛防止対策の具体的なメニュー等の情報提供を行い、実践に向けた事業者への支援等を図る。
- ・ 転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助制度の周知を図る。

- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法を周知し活用勧奨する。
- ・ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等及びアプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールを周知し利用勧奨する。

### (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・ 転倒災害は、経営上の大きなリスク要因であることを認識し、その取組を進める。  
(再掲)
- ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。(再掲)

#### イ アの達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」とそのエッセンス版の周知啓発を行う。
- ・ 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、必要な転倒防止対策の取組を進める。(再掲)
- ・ 労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業者に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用助成制度を周知する。(再掲)

### (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

イ アの達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第 22 条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和 4 年 4 月に公布、令和 5 年 4 月に施行されることから、当該省令の内容について周知し履行を確保する。
- ・ 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における検討結果に基づき、必要な対応を行う。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 荷役作業における安全ガイドラインに基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割が荷役作業時に発生しており、荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。

- ・ 陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえた取組を行う。
- ・ 陸上貨物運送業等の事業者（荷主となる事業者を含む。）に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図る。
- ・ 効果的な腰痛の予防対策を行うために、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、効果が見込まれ、かつ実行性がある対策を積極的に周知し普及を図る。

## イ 建設業対策

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

### （イ）（ア）の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）に基づき、国土交通省四国地方整備局と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・ 職場における熱中症予防基本対策要綱や騒音障害防止のためのガイドラインの周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

## ウ 製造業対策

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害の危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

#### （イ）（ア）の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 製造業で使用される機械等について、国際整合化などの技術の進展に対応した安全基準（ボイラー構造規格等）の見直しが行われた際は適切に周知を行う。
- ・ 作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用を促進する。
- ・ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

### エ 林業対策

#### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 伐木等作業の安全ガイドライン、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和2年1月31日付け基発0131第4号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

#### （イ）（ア）の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 小規模事業者における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底や木材伐出機械等の安全対策の徹底を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等について関係事業者に対し、より効果的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・ 愛媛森林管理署や愛媛県、林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛支部等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が

協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

## (7) 労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

#### (イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 愛媛産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの活用勧奨を通じて、小規模事業者におけるメンタルヘルス対策の取組を促進する。
- ・ 事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における支援制度を周知する。
- ・ ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの活用を周知する。
- ・ 集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業者におけるストレスチェックの実施の促進に取り組む。
- ・ 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）を周知し、経営層の意識啓発を図る。
- ・ 小規模事業者を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を及び対策の徹底を図る。

### イ 過重労働対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、次の措置を行う。
  - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ③ 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）による労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

① 過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）の周知・指導等に、引き続き取り組む。

また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和 4 年厚生労働省告示第 367 号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）の周知、これに基づく指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。

- ・ 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 事業者ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーター、相談支援センター、愛媛産業保健総合支援センターの相談窓口等を積極的に活用し、治療と仕事の両立を支援する。

(イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを周知し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。

- ・ 企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業者における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和4年3月改定）等の周知啓発を強化するとともに、「両立支援コーディネーター」の活用促進を図る。
- ・ 愛媛産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの活動内容を周知し、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を実施する。
- ・ 事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における支援制度を周知する。（再掲）

## （8）化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ア 化学物質による健康障害防止対策

#### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
- ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

#### （イ）（ア）の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置や、濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知を行う。
- ・ 「ラベルでアクション」運動及び専用のポータルサイト等を周知するとともに、中小事業者向けの化学物質管理に係る相談窓口等の活用を勧奨する。
- ・ 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知を行い、事業者における化学物質管理の支援を行う。

### イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

#### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、策定予定の愛媛第 10 次粉じん障害防止総合対策 5 か年計画に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業者が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 石綿事前調査結果報告システムの活用、ポータルサイトの周知を図る。
- ・ 改正石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）の定着を図る。
- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・ 解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係省庁との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。
- ・ 策定予定の愛媛第 10 次粉じん障害防止総合対策 5 か年計画に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用について指導を行う。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業者としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格（J I S）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの情報提供を行うほか、職場における熱中症予防基本対策要綱の周知・指導を行う。

- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく事業者への指導や、作業環境測定に関する支援等を行う。

## エ 電離放射線による健康障害防止対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

### (イ) (ア) の達成に向けて愛媛労働局等が取り組むこと

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。